

東日本大震災復興緊急保証の創設について

今般の東日本大震災により直接、間接に著しい被害を受け、経営に支障を来している中小企業の方を対象としてセーフティネット保証や災害関係保証などの既存の保証制度に加えて、内容を拡充した新たな保証制度が「東日本大震災復興緊急保証」(略称「震災緊急」)として創設されました。

この制度は、災害関係保証が震災の直接被害者のみを対象としているのに対し、原発事故による風評被害等震災により間接的に被害を受けている方についても対象とし、一般保証、セーフティネット保証、災害関係保証とは別枠で保証利用できるようにした保証制度です。制度の概要は次のとおりとなっています。

取扱開始日 平成23年5月23日

【東日本大震災復興緊急保証の概要】

適用期間	平成23年3月11日～平成24年3月31日(※1)
保証対象者	1. 特定被災区域(※2)内に事業所を有する方で次のいずれかに該当する方 (1)平成23年東北地方太平洋沖地震により直接被害を受けた方(※3) (2)原発事故に際し、警戒区域等(※4)として指定された区域内に事業所を有する方 (3)東日本大震災により次のいずれかに該当し経営の安定に支障が生じている方(※3) (イ)最近3カ月間の売上高等が前年同期に比し10%以上減少している方 (ロ)最近1カ月間の売上高等が前年同月に比し10%以上減少し、かつ、その後2ヶ月間を含む3ヶ月間の売上高等が、前年同期に比し10%以上減少する見込みの方 2. 特定被災区域外に事業所を有する方で、次のいずれかに該当し経営の安定に支障が生じている方 (1)特定被災区域内の震災前からの取引先事業者との取引が震災により減少し (イ)最近3カ月間の売上高等が前年同期に比し10%以上減少している方 (ロ)最近1カ月間の売上高等が前年同月に比し10%以上減少し、かつ、その後2ヶ月間を含む3ヶ月間の売上高等が、前年同期に比し10%以上減少する見込みの方 (2)東日本大震災により特定被災区域内の消費者の需要の減少、特定被災区域外の事業者の事業活動の停止、取引先からの契約の解除等により (イ)最近3カ月間の売上高等が前年同期に比し15%以上減少している方 (ロ)最近1カ月間の売上高等が前年同月に比し15%以上減少し、かつ、その後2ヶ月間を含む3ヶ月間の売上高等が、前年同期に比し15%以上減少する見込みの方
保証限度額	普通保険に係る保証 2億円以内 無担保保険に係る保証 8,000万円以内 } 最大2億8000万円※ 特別小口保険に係る保証 1,250万円以内 (一般保証と別枠) (中小企業者が組合等の場合は、最大4億8千万円) ※但し、災害関係保証、セーフティネット保証と合わせて、無担保で1億6,000万円、総枠で5億6,000万円以内(※5)(組合等の場合は、最大9億6,000万円)
資金使途	経営の安定に必要な事業資金(事業再建に必要な資金を含む)
保証期間	10年以内(うち、据置期間2年以内)(※6)
貸付形式	手形貸付、証書貸付
返済方法	原則、均等分割返済
責任共有制度	対象外(100%保証)
貸付利率	金融機関所定利率
信用保証料率	年0.7%(※7)
担保・保証人	(1)担保 必要に応じて徴求(※8) (2)保証人 原則として法人代表者以外、保証人は徴求しない。
必要書類	通常の申込書類のほか、申込人が 1. (1)に該当する方の場合「罹災証明書」(※9) 1. (2)に該当する方の場合警戒区域等内に事業所を有することまたは同区域等内で事業を行っていたことを確認できる書面(※10) 1. (3)及び2. (1)、(2)に該当する方の場合市町村長の認定書

※1 取扱期間内に貸付実行となる必要があります。

- ※2 特定被災区域(政令指定) : 災害救助法が適用された市町村等(岩手県・宮城県・福島県の全域
青森県・茨城県・栃木県・千葉県・新潟県・長野県の一部の市町村)
 - ※3 特定被災区域外を所在地とする中小企業者であって、特定被災区域内に事業所を有するものを含む。
 - ※4 警戒区域等 : 警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域
 - ※5 但し、セーフティネット保証と災害関係保証の合算限度額は無担保8,000万円、総枠2億8,000万円以内
 - ※6 特別小口保険の場合は、無担保無保証人保証制度の定めるところとなります。
 - ※7 「中小企業の会計に関する指針」に基いた決算書を作成している中小企業者(会計参与設置会社を含む)
は、年0.1%、福島県次世代育成支援企業認定制度による認定を受けた中小企業者は、年0.05%割引として最大で0.15%の割引料率が適用されます。
 - ※8 8,000万円を超える無担保保証についても弾力的に対応することになっています。
 - ※9 罹災証明書を他に利用する場合は写しでも可です。
 - ※10 確認できる以下のいずれかの書面の提出が必要となります。
 - ① 納税、延納証明書等
 - ② 税務申告書類
 - ③ 許認可証
 - ④ 商業登記簿
 - ⑤ 商工会等の会員証
- ※ ①の納税、延納証明書、④の商業登記簿(謄本)については原本、その他は写し。
①～⑤以外の書類での確認は不可です。確認できる書面であることを要します。